

## 薬物処遇の在り方に関する検討会（第1回）議事概要

### 1 日時

令和4年7月22日（金）13：30から15：30まで

### 2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

### 3 出席者（五十音順。敬称略）

（構成員）上原憲太郎、岡崎重人、佐伯真由美、松本俊彦

（事務局）法務省保護局

### 4 議事次第

・開会

・報告等

（1）検討会の趣旨目的について

（2）保護観察所における薬物事犯者への処遇について

（3）構成員からの報告等

・協議

・閉会

### 5 議事概要

冒頭、滝田観察課長から挨拶が行われ、続いて事務局から、検討会の趣旨目的及び保護観察所における薬物事犯者への処遇の現状について説明が行われた。その後、構成員から各所属の機関・団体における大麻使用者への支援の現状について報告が行われ、続いて、保護観察処遇における大麻事犯者への対応の在り方について協議が実施されたところ、構成員の主な意見等は以下のとおり。

#### ○ 各機関・団体における大麻使用者への支援の現状について

・一般国民の中で、経験したことがある違法薬物として最も経験率が高いのは、間違いなく大麻であるが、大麻を使用し、実際に健康被害を生じて医療にアクセスしてくる方は全体の1割以下と、非常に少ない。

・実際に健康被害を生じて医療にアクセスしてくる方を対象とする調査では、大麻使用者は、覚醒剤と比べて、平均年齢が若く、学歴が高い傾向にある。また、依存症に該当する者が少ない。そのためか、支援のニーズが少なく、社会資源につながりづらい。

・更生保護施設は、受刑を重ねて帰住先がなくなった者が入所するため、年齢が高めの者が多く、覚醒剤使用のみで、大麻使用の経験がない者も多い。大麻使用の経験者に対しては、

大麻使用の経験についても振り返りながら、大麻と覚醒剤双方を関連付けてプログラムを実施している。

- ・更生保護施設において、入所者だけでなく、施設対象者や地域で薬物依存に悩む方を含めて薬物のグループワークを実施しており、いずれ地域の大麻使用者にも通所してプログラムを受けてもらうようなこともできればと考えている。

- ・精神保健福祉センターでは、大麻使用者からの相談は違法薬物の中では少数派で、本人よりも家族からの相談が多い。

- ・大麻の特性として、必ずしも依存状態でなく、やめられなくて困るという感覚を持っている方も少ないので、動機付けの難しさがある。精神保健福祉センターでの対応としては、個別相談に応じて、ダルク等への紹介をしているほか、一部ではプログラムも実施している。

- ・大麻の単純使用者がダルクを利用することは少ない印象であるが、大麻使用の方からの相談は増えてきている。

- ・ダルクでは、使用している薬物によって特に受け入れ方を変えたりはしていない。その人が必要だと思っていること、困っていることなどに自分で気付けるように寄り添っている。

- ・支援を担当する者よりも使用者の方が大麻に関する情報を多く保有していて、対応が難しいところがある。支援者側にとっても、大麻に関する正確な情報がまとまったものがあるとよい。

- ・大麻依存症に関するエビデンスの確立した治療方法はないが、薬物の話よりも、生活上の困りごとなどを話せる仲間として支援することで、支援の継続率が高くなっている。

#### ○保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの改訂について

- ・大麻は、他の違法薬物と異なる特徴があると思われるので、大麻に特化したプログラムというものも役立つと思われる。

- ・大麻については、その使用の仕方だったり、購入の仕方だったりというものがとても速いスピードで変わっている。教育といっても、大麻を使わないという教育ではないものももっと必要と感じている。理想としては、プログラムが一つではなく、依存症の治療、生活の支援、心理的な支援など、必要に応じて選択できるようになるとよいと感じている。

- ・今後、大麻使用者の中でも支援が難しい人たちが保護観察となることも想定され、覚醒剤使用者と一緒にグループで処遇することが難しく、大麻使用者のグループを作らざるを得なくなるかもしれない。

- ・特定少年は、個別での処遇の方が融通が利きやすいかもしれない。

#### ○その他

- ・大麻は、ゲートウェイドラッグと言われることもあり、未然防止のため地域の小中学生向けの啓発活動などができるとよい。特に保護者に関心を持ってもらうことが大事だと思う。

- ・大麻使用者への処遇について、地区の保護司や更生保護施設職員向けの講習会などが実施されるとよいと思う。